運輸安全マネジメント制度の概要

- 〇過去の運輸事業における重大事故の教訓から、各運輸事業者が<u>経営トップのリーダーシップの下、会社全体が一体となった</u> 安全管理体制の構築や安全に関する取組について、PDCAサイクルを意識したスパイラルアップを図っていくことが重要。
- 〇このため、陸・海・空の各事業法を改正し、平成18年10月に運輸安全マネジメント制度がスタート。
- 〇これまでに約5,700者(平成29年3月末時点)の運輸事業者に対して評価を実施し、運輸事業者の安全性向上に大きく寄与。

運輸安全マネジメント制度

運輸事業者

- ◆ 各事業法に基づき、①安全統括管理者(役員以上)の選任、②安全管理規程の作成等の義務付け
- ◆ 経営トップのリーダーシップの下、自主的な安全管理体制 の構築・運営・改善プロセス

<安全管理体制の主な内容>

- ① 安全方針の策定・周知
- ④ 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用
- ② 安全重点施策の策定、見直し ⑤ 教育・訓練の実施
- ③ コミュニケーションの確保
- ⑥ 内部監査の実施 等 (全14項目)

評価

国土交通省

- ◆ 運輸安全マネジメント評価 本省・地方運輸局の評価チームが事業者に 赴き、輸送の安全に関する取組状況を確認し、 継続的改善に向けて評価を実施
- ◆ セミナー、シンポジウムの実施 全国各地で中小事業者を中心に普及・啓発を 実施し、事業者の自主的な取組を促進

運輸安全マネジメント評価

事業者の自主性、自己責任原則を基本としつつ、経営トップ等経営部門の取組について、安全管理体制の構築、維持、改善といった、各輸送モードに共通した一連のプロセスが継続的に効果を上げているかを確認する制度

【主な特徴】

- ○事業者の自主的な<u>安全管理体制の構築を確認</u>、<u>一連のプロセスが</u> 継続的に効果を上げているかを確認
- 〇経営トップに対し、<u>経営部門の主体的な関与による取組状況</u>について直接確認
- 〇事業者の自主性・自己責任原則を基本としつつ、安全管理体制の実施状況に対する評価・助言

各輸送モードにおける安全基準策定・保安監査

国が<u>各基準等を策定</u>し、主として<u>運行(航)業務</u>における<u>基準等への遵守状況の定点チェック</u>を行う<u>事後</u> 監督制度

【主な特徴】

- 〇各輸送モードの特性に応じ、車両、施設、運行管理等の安全に関する法令等<u>基準を策定</u>、<u>基準が遵守されているかを確認</u>
- 〇主として<u>現場の運行(航)業務における基準等への適合を</u> 確認
- 〇基準に適合していない場合、国が法律に基づく<u>改善命令等</u> により改善を指示

相互補完的に密接に作用